

鳥取県労働委員会告示第2号

鳥取県労働委員会事務局処務規程（平成10年鳥取県地方労働委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

鳥取県労働委員会会長 太 田 正 志

改正後	改正前
<p>(文書の保存期間)</p> <p>第2条 文書の保存期間については、次に掲げるものを<u>30年保存</u>とするほか、知事の事務部局の例による。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前2号のほか、不当労働行為の審査等並びに労働争議のあつせん、調停及び仲裁に関する<u>文書</u>(6)及び(7) 略</p> <p>(現用公文書の取扱い)</p> <p>第3条 鳥取県労働委員会事務局の<u>鳥取県公文書等の管理に関する条例(平成23年鳥取県条例第52号)第2条第2号に規定する現用公文書の作成、整理、保存その他の取扱いについては、知事の事務部局の現用公文書の管理に関する定め</u>の例による。</p>	<p>(文書の保存期間)</p> <p>第2条 文書の保存期間については、次に掲げるものを<u>永久保存</u>とするほか、知事の事務部局の例による。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前2号のほか、不当労働行為の審査等並びに労働争議のあつせん、調停及び仲裁に関する<u>文章</u>(6)及び(7) 略</p> <p>(文書等の取扱い)</p> <p>第3条 <u>前条に定めるもののほか、鳥取県労働委員会事務局の文書等の收受、施行、整理、保管その他の取扱いについては、知事の事務部局の例による。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。